

高島市農産ブランド認証制度とは？

高島市を代表する農産物や加工品を、びわ湖源流の郷たかしまの水と土で生産された安全・安心・高品質な特産品として、「高島市農産ブランド認証委員会」(10人)が認証する制度です。

認証には、農業や化学肥料の使用の程度により3つのランクがあり、ランクごとの基準に準じて生産された農産物や加工品は、高島市農産ブランド認証マークを表示して出荷・販売することができます。

認証品を全国にPRすることで、販売促進や生産の拡大を図り、地域産業の活性化につなげることを目的としています。



このマークが目印です

認証ランクは3段階

<p>ランク3 農業・化学肥料 適正使用</p> <p>慣行栽培以下の化学合成農薬と化学肥料の栽培です</p>	<p>ランク2 農業・化学肥料 5割以下</p> <p>慣行栽培の半分以下の化学合成農薬と化学肥料の栽培です</p>	<p>ランク1 農業・化学肥料 不使用</p> <p>化学合成農薬と化学肥料を使わない栽培です</p>
--	---	--

どうすれば認証してもらえるの？

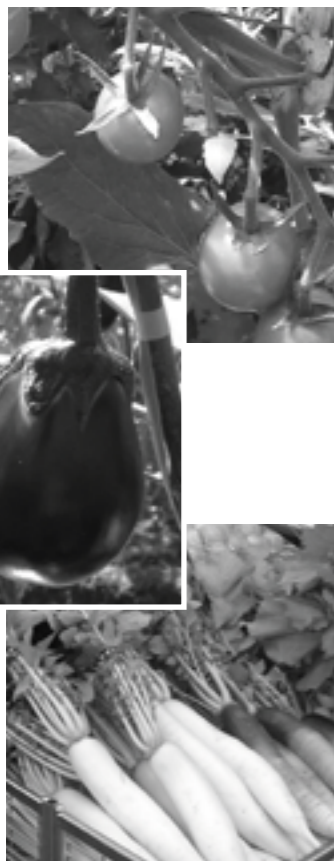
認証を受けるには、「高島市農産ブランド認証申請書」の特産品振興室まで提出してください。様式は市のホームページからダウンロードするか、特産品振興室にお問い合わせください。

【手続きの流れ】

- 書類受付 (出荷の3か月前までにお申し込みください。)
- 書類審査
- 現地確認
- 認証委員会 (本審査)
 - ★年5回開催。
 - 今回は1月下旬に開催予定です。
- 認証決定
- 認証書交付

どんな農産物でも認証してもらえるの？

農産物は、米、野菜、果実、きのこ類などほとんどの農産物が対象になります。農産加工品は、原材料の95%以上が認証農産物であることが対象の条件になります。



今までどれだけの農産物等が認証されたの？

農産物は、22団体と41人で148件が認証されています。農産物の種類は米、果樹5品目、野菜50品目です。加工品については、3団体で4品目が認証されています。ランク別の割合は次のとおりです。

○ランク1	44	6%
○ランク2	47	3%
○ランク3	8	1%

認証農産物と普通の農産物は何が違うの？

認証農産物は、農業や化学肥料などの使用計画を事前にチェックし、高島市内のほ場で適正に栽培されていることを現地で確認しています。

収穫された農産物の使用農薬や使用化学肥料は、今後ホームページなどで確認できるようにしていきます。

認証をとると何かいいことがあるの？

- 認証マークを商品に貼ることにより、安全・安心な特産品としてアピールすることができ、販売の促進が図れます。
- 市などが主催するイベントや物産展において広くPRします。
- 市や関係団体の業務に認証商品が優先して使用されます。
- 各種パンフレットやインターネットにより、県内外に広くPRします。

認証農産物は、どうして買えるの？

市内の道の駅など農産物直売所で販売されています。詳しくは、市のホームページで紹介しています。家庭で食べるだけでなく、贈答用にもぜひお買い求めください。

今後とも地域の農産物に付加価値をつけ、その安全性や品質を消費者に正しく伝え、積極的にアピールすることで、消費者に選んでもらえる「高島市農産ブランド」を確立し、生産拡大や販路拡大に繋がっていきます。

特産品振興室
☎(055)85111